

牧之原市春休み 子ども食料支援事業



「牧之原市子ども食料支援事業」は、子どもの貧困対策への取り組みとして、さまざまな家庭環境により支援を必要とする子どもたちを対象に、給食のない長期休暇期間の前に、「フードバンク事業」を利用した食料の提供、支援制度などの情報提供や、困りごとの個別相談を行います。

「フードバンク事業」とは、企業や市民のみなさまのご厚意により寄せられた食品を、支援を必要としている家庭へ提供する事業です。

どんな人が利用できますか？

牧之原市内にお住いの、小・中学生のいるご家庭のうち、主に経済的に困難を抱えているご家庭を対象とします。

いつ頃行いますか？

夏休み前・冬休み前・春休み前の年3回実施します。「まきはぐ」や学校を通じてお知らせいたします。

申込み方法や、受け取り方法は？

このチラシの裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

牧之原市役所
福祉相談課 (さざんか2階)

〒421-0422
牧之原市静波991-1
電話:0548-23-0086



牧之原市春休み子ども食料支援事業

牧之原市では、「子どもの貧困」対策への取り組みとして「フードバンク事業」を利用した食料の提供と、面談による相談を併せて実施いたします。本事業の利用を希望される方は、下記をご確認のうえ、お申込みください。

【申し込み・配布について】

- 対象** 市内在住の小学生又は中学生のいるご家庭のうち、主に経済的な理由から、**学校給食がない春休み期間中に、子どもへの食事の提供に困るご家庭**
- 利用料等** 無料
- 提供食料** 1か月以上賞味期限のある食料（家族の人数、年齢から量や内容を決定します）
- 申込方法** 申請書および同意事項（別紙）に必要事項をご記入の上、牧之原市役所福祉相談課（さざんか2階）までご持参ください。
**※世帯の収入状況、現在の生活状況や困りごと、悩み事等についてお伺いするた
め、面談のお時間をいただきます。**
※面談を実施した上で対象に該当するか審査を行います。
審査の結果、該当にならなかった方にはお電話にてお伝えします。
- 申込期間** 令和7年2月10日（月）～2月21日（金） ※土日祝を除く
午前8時15分から午後5時まで（水曜日は午後7時まで）
※配布期間のうちで受け取りを希望する日を事前にお伺いいたします。
- 配布期間** 令和7年3月10日（月）～3月21日（金） ※土日祝を除く
午前8時15分から午後5時まで（水曜日は午後7時まで）
※希望する日を面談の中でお伺いいたします。必ず保護者の方が取りに来てください。

※子どもについて、日々の生活の中で生じる様々な困りごとや悩みごとなどについての主な担当課は以下のとおりです。

担当課 (電話番号)	相談の内容	庁舎
子ども子育て課 (23-0071)	ひとり親家庭支援 等	さざんか
福祉相談課 (23-0086)	生活困窮者支援、 障がい者(児)相談 家庭児童相談、児童虐待、 発達支援 等	〃
健康推進課 (23-0027)	乳幼児健診、 母子健康づくり 等	〃
学校教育課 (53-2645)	教育相談、いじめ問題 等	相良庁舎
教育総務課 (53-2642)	就学援助費 等	〃



※提供する食料のイメージです

【協力団体 NPO 法人 POPOLO のご紹介】

静岡県内において「フードバンク事業」を通じ、食料を必要とする方がいつでも相談できる、新しい地域の仕組みづくりを支援する活動を行っています。奨学金制度等の支援活動にも取り組んでいます。



<http://npo-popolo.org/>

牧之原市春休み子ども食料支援事業利用申請書

牧之原市福祉相談課長

令和 年 月 日

申請者(保護者) 住 所

氏 名

連絡先

◆食料の量や内容を決めるため、各項目に記入又は該当するものに○をつけてください。

家族構成	続柄	氏名	生年月日	職業(学校名・学年)	備考
(申請者含む)	世帯主				
合計	人				
※欄が不足する場合は、2行にする等してご記入ください。 ※「続柄」は、世帯主から見た続柄をご記入ください。					
食物アレルギー	なし	あり → エビ カニ 卵 小麦 そば 落花生 乳製品 その他()			
ライフラインの使用状況	電気	使用可 ・ 使用不可			
	ガス	使用可 ・ 未使用(オール電化) ・ 使用不可			
	水道	使用可 ・ 使用不可			
調理器具	電子レンジ	ガスコンロ・カセットコンロ	炊飯器	電気ポット	その他()

【同意事項】 下記に同意する場合は署名をお願いいたします。

- 私は、食料支援の申請にあたり次の事項に同意します。
- ・経済状況・手当等、必要に応じて関係各課に確認することがあります。
 - ・食料支援を依頼する団体と情報を共有し事業を実施します。
 - ・生活環境の改善や子どもの健全育成のため、民生委員・児童委員が家庭の情報を共有することがあります。

申請者署名

その他
相談事項

※受け取りの際は申請者（保護者）の方がご来所ください。

【提出先】 福祉相談課